

公益財団法人 情報通信学会

評議員等の選挙，会員投票及び総会に関する規則 (選挙・会員投票等規則)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は，公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の評議員及び理事の選任等，学会運営に関する重要事項の決定過程への会員の参画について，学会定款（以下「定款」という。）第14条第2項，第27条第2項及び第55条の規定に基づき，対象事項及び手続等を定めることを目的とする。

(改正)

第2条 この規則は，理事会が評議員会の承認を受けて改正することができる。

第2章 評議員選挙

(評議員候補者の推薦及び選挙)

第3条 理事会は，評議員選定委員会による評議員の選任に際して，定款第14条第3項の規定により，同委員会に対し評議員候補者を推薦することとする。

2 現職の評議員は前項の評議員候補者となることができない。ただし，賛助会員の代表の性格を有する者（以下「賛助会員代表」という。）はこの限りでない。

3 理事会は，第1項の推薦を行うに当たって，事前に評議員候補者の選挙（以下「評議員選挙」という。）を行い，各候補者の得票数を推薦書に記載しなければならない。ただし，賛助会員代表の評議員候補者については，選任後の総数が評議員総数の3分の1を超えるものでない限り，選挙を要しない。

(被選挙人の資格)

第4条 評議員選挙に立候補することのできる者は，正会員（一般）とする。ただし，会費の滞納がある者を除く。

(選挙人の資格)

第5条 評議員選挙の選挙人は，正会員（一般）及び正会員（院生）とする。ただし，会費の滞納のある者を除く。

(選挙管理委員会)

第6条 評議員選挙を遂行する機関として，選挙の都度，理事会の下に，理事会が理事の中から指名する委員長及び委員1名並びに事務局長により構成される選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は，透明性の高い公平公正な手続により，任務を遂行しなければならない。

(選挙の方法及び日程)

第7条 選挙管理委員会は、次の方法及び日程により、評議員選挙を実施する。

(1) 立候補者の公募及び受付

評議員選定委員会における評議員選任の少なくとも3箇月前に、学会ホームページにおいて立候補者の募集を公表し、メール等により周知する。立候補は、郵便、FAX又はメールにより受け付ける。応募期間として少なくとも4週間を確保する。

(2) 投票用紙の送付及び投票

同じく少なくとも6週間前に、立候補者の一覧表、投票用紙及び返信用封筒を全ての選挙人に郵送し、学会ホームページ、メール等により周知する。投票は、返信用封筒により投票用紙を選挙管理委員会に返送することにより行う。投票期間として少なくとも3週間を確保する。

(3) 開票、集計及び報告

投票期間終了後、速やかに開票及び集計を完了し、理事会に報告する。

第3章 理事選挙

(理事候補者の選挙)

第8条 評議員会は、理事の選任に際し、その候補者について事前に選挙（以下「理事選挙」という。）を行うこととする。ただし、賛助会員代表の候補者については、選任後の総数が理事総数の3分の1を超えるものでない限り、選挙を要しない。

2 連続して2期目にある現職の理事（賛助会員代表を除く。）は前項の候補者となることができない。ただし、現職の会長であって理事の連続2期目で同職に選定された者は、更に1期のみ候補者となることができる。

(準用)

第9条 被選挙人及び選挙人の資格、選挙管理委員会並びに選挙の方法及び日程に関する第4条から第7条までの規定は、理事選挙に準用する。この場合において、条文中「評議員選挙」、「理事会」、「理事」、「評議員」及び「評議員選定委員会」とあるのはそれぞれ「理事選挙」、「評議員会」、「評議員」、「理事」及び「評議員会」と読み替える。

第4章 会員投票

(会員投票)

第10条 学会運営に関する重要事項に関し、評議員会、理事会及び評議員選定委員会が決議を行うに当たっての参考に供するため、事前に会員の意見を把握することを目的として、会員による投票を行う。

(対象事項)

第11条 会員投票は、次の事項を対象とする。

(1) 評議員及び理事の解任

- (2) 監事の選任及び解任
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 定款の変更（定款の本質部分でない条項等の変更を除く。）
- (6) 学会の解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の資格、会費、評議員等の選挙、会員投票及び総会に関する規則の変更
- (8) その他評議員会又は理事会において必要と認めた事項

（投票権者）

第 1 2 条 投票を行うことのできる会員は、正会員（一般）及び正会員（院生）とする。
ただし、会費の滞納のある者を除く。

（投票の方法及び日程）

第 1 3 条 会員投票は、事務局が会長の命を受けて、次の方法及び日程により実施する。

（1） 案件の周知

第 1 1 条に掲げる事項について決議を行う評議員会、理事会及び評議員選定委員会の開催期日の少なくとも 3 週間前に、前条の投票権者に対して案件をメールにより送付するとともに、学会ホームページ等により周知する。

複数機関の決議を要する事項については、会長が理事会の承認を受けて 1 機関を選定し、当該機関の開催期日を日程の起算日とする。

（2） 投票

投票は、メール等の電子的手段により行うこととし、その詳細については会長が理事会の承認を受けて定める。投票期間として少なくとも 2 週間を確保する。

（3） 集計及び報告

投票期間終了後、速やかに集計を完了し、当該決議を行う機関に報告する。

第 5 章 総会

（総会）

第 1 4 条 学会運営に関する重要事項に関し、会員と学会役員との間で直接、質疑応答、提案及び意見交換を行う場として、総会を開催する。

2 総会は、学会大会の期間中にその会場内において開催し、会長が主宰する。

3 会員は、会員種別を問わず、総会において質問し、提案し、意見を述べるができる。

4 理事会は、総会において会員から提起された意見及び提案を尊重して、以後の学会運営に当たらなければならない。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。